

新座市立第五中学校 部活動規定

1 部活動の意義

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 部活動の目的

- ・仲間とともに自主的・自発的に行う活動をとおり、生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにする。
- ・学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。
- ・共通の目標に向かって努力する過程を/
通して顧問と生徒、生徒同士の信頼関係を深める。
- ・技能や知識を身に付け、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育てる。

3 活動の基本方針

(1) 部活動の加入について

生徒の希望による加入とする。

(2) 活動時間について

- ・平日は2時間程度とする。
 - ・休業日は3時間程度とする。
 - ・長期休業中は、学期中の休養日及び休業日の活動時間の設定に準じる。
- ※運動部活における練習試合や文化部における学校以外の会場を利用して行う活動は、生徒の健康等に十分配慮した上で、規定によらず活動することができる。

(3) 休養日

- ・学期中は、休養日を週2日以上設ける。
(平日は少なくとも1日以上、土曜日、日曜日はいずれか1日以上とする。)
- ※大会・コンクール等で休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- ・夏季・冬季休業日には土日を含め連続する一週間程度以上の休養日を設定する。
- ・市が定めている閉庁日は活動できない。

(4) 活動の例外について

- ・校長の承認により、年4回の大会及びコンクールにおいて、その開催日の前2週間に限り、水曜日や土日の両日も活動することができる。ただし、その分の休養日を大会後に必ず取得する。※土日に行事等がある場合は、別途考慮する。
- ・年4回の大会及びコンクールにおいて、上位大会に出場した部活動は、校長の承認により、その開催日の前2週間に限り、水曜日や土日の両日も活動することができる。ただしその対象は、出場を決めた選手のみとする。(対人の個人競技においては、練習相手の生徒を一人または1ペアまで対象と認める)また、その分の休養日を大会後に必ず取得する。
- ・定期テスト一週間前から部活動を停止する。ただし、大会が近い場合は校長が承認した場合のみ活動を認める。※活動する場合は、保護者に事前に通知する。

(5) 熱中症予防について

- ・新座市熱中症予防運動指針に従う。(別紙、本校HP参照)

4 指導体制の整備について

- ・年間の活動方針及び活動計画等を作成し、学校ホームページへの掲載等により公表する。
- ・月間の活動計画等を作成し、生徒及び保護者に配布する。
- ・外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。
- ・体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- ・教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。

5 具体的な活動の進め方について

- ・活動前後の健康観察を行い、活動中は事故が起こらないように十分配慮する。
- ・施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- ・生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- ・校外での活動で生徒を引率する場合、原則、徒歩、自転車、公共交通機関を利用する。
- ・部活動費用を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行

うなど適正な処理を実施する。

- ・部活動中の事故については、日本スポーツ振興センターにて対応する。

6 活動時間

- ・練習の最終下校時刻（この時間までに必ず校門を出ること）

通年 午後5時30分（学総、新人戦の地区大会に限り2週間前から前日までは午後6時までとする。）

※活動終了は最終下校時刻の15分前には終わらせ、片付けを始める。

※保護者会などで学年ごとの下校時刻が異なった場合は一旦下校し、再登校とする。

7 顧問不在時の活動

原則として中止する。やむをえない場合は、平日に限り、他の顧問に頼み活動することができる。その際、頼まれた顧問が責任をもってミーティング、下校指導まで行う。

8 登下校

登校時の服装は、授業のある日は制服とする。再登校はジャージ登下校可とする。活動後の下校時はジャージ下校可とする。休日については、ジャージでの登下校を認める。

9 部費

部によって事情が異なり、部費を徴収して運用している場合もある。部費を徴収する場合は、年度末等に会計報告をする。

10 部活動の服装

通常の活動には、学校指定の体育着か部で決めた練習着を着用する。ただし、顧問が把握している場合に限り、緊急処置として練習着以外の着用を認める。部活動の服装は、部活動時の活動に限る。

1.1 部の廃部、創部について

活動に支障をきたしている部活動の顧問は、部活動検討委員会に申し出て、顧問を交えて検討し、検討した事項を職員会議に提案する。創部についても同じ方法をとる。

1.2 退部・転部について

退部については、在籍している部活動の顧問と担任の両教師と相談し、保護者の同意のもと、担任を通して退部届けを提出する。

転部については、在籍している部活動の顧問と担任の両教師と相談し、転部先部活動の顧問を交えて協議を行い、保護者の同意のもと、担任を通して退部届けを提出する。受理された後、転部先部活動の顧問に担任を通して入部届けを提出し、転部が認められる。

1.3 その他

- ・活動にあたっては出欠席を確認し、生徒の把握に努める。
- ・活動状況が好ましくない生徒に関しては担任と顧問の情報交換・連携を密にし、協力して声かけや保護者への連絡を行い、指導していく。
- ・活動後の清掃、整理整頓は各部活動で責任を持って行う。

1.4 部活動一覧

運動部

陸上競技

サッカー

野球

男子ソフトテニス

女子ソフトテニス

剣道

水泳（令和7年度より募集なし）

男子バスケットボール

女子バスケットボール

男子バレーボール

女子バレーボール

男子卓球

女子卓球

文化部

吹奏楽

情報・科学

美術

書道

家庭科